

○千葉県消防航空隊運航管理規程事務処理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉県消防航空隊運航管理規程（平成4年4月1日千葉県消防局訓令（甲）第13号。以下「規程」という。）第31条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(運航管理)

第1条の2 規程第4条に定める運航管理は、次により行うものとする。

- (1) 警防部航空課長（以下「運航責任者」という。）は、航空機を運航させるとき、運航管理要員を指名し運航管理を行わせるものとする。
- (2) 運航管理要員は、自隊機の動静を常に把握するとともに、飛行に支障を及ぼす気象等が発生したときは、すみやかに運航責任者及び機長に通報し、また、何らかの異常及び緊急を要する通報等を受信したときは、直ちに運航責任者に報告しなければならない。
- (3) 機長は、航空機が離陸してから着陸するまでの間、20分毎に無線により、運航管理要員に位置通報等を行うものとし、運航管理要員は、その交信内容を運航監視記録書（様式第1号）に記録するものとする。

(運航の原則)

第2条 規程第4条第6項に規定する航空機の運航は、千葉県消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年3月31日消防局訓令（甲）第10号）別表第2毎日勤務の部局の項勤務時間の欄に規定する勤務時間の間に行うものとする。ただし、日没となる場合は、この限りではない。

(職務の代理)

第3条 規程第5条に規定する航空隊の編成に当たって、運航責任者に事故ある場合又は運航責任者が欠けた場合は、あらかじめ指定するものが代理するものとする。

(航空業務計画)

第4条 規程第6条に規定する年度航空業務計画は、年度航空機使用予定表（様式第2号）に基づき、警防部長が策定するものとする。

- 2 規程第6条に規定する月間航空業務計画は、前項の年度航空業務計画及び航空機使用予定表（様式第3号）に基づき、航空課長が策定するものとする。
- 3 消防局の課長、消防学校長及び消防署長（以下「所属長」という。）は、毎年2月末日までに翌年度に航空機を使用する予定の訓練等の計画を樹立し、年度航空機使用予定表により、警防部長に提出するものとする。
- 4 所属長は、前項の年度航空機使用予定表に基づき、航空機を使用する予定の月の前月20日までに航空機使用予定表により、航空課長に提出するものとする。

(運航条件)

第5条 規程第9条に規定する運航不能となる気象の状況は、原則として航空隊基地及び災害発生場所のいずれかにおいて、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 災害発生場所において、雲高（地表面から雲までの高さ）が300メートル以下であるとき
- (2) 視程が3,000メートル以下であるとき
- (3) 風速が毎秒15メートル以上であるとき
- (4) 凍結気象状況であるとき

2 前項各号のいずれかに該当する気象の状況であっても、機長が運航可能と判断した場合は、この限りではない。

(使用・搭乗申請)

第6条 規程第10条に規定する国土交通大臣の許可等を要する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 航空隊が事前に許可を受けている以外の飛行場外離着陸場を使用する場合
- (2) 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第81条に定める最低安全高度以下の高度で飛行する場合
- (3) 法第89条に定める航空機から物件を投下する場合

2 前項の各号に掲げる内容のいずれかに該当する場合及び航空交通管制区並びに航空交通管制圏を飛行するものについては、運航する予定の40日前までに航空機使用・搭乗申請書を提出するものとする。

3 第1項各号の国土交通大臣への申請及び届出は、第1号の場合は飛行場外離着陸許可申請書（様式第4号）、第2号の場合は最低安全高度以下の高度での飛行許可申請書（様式第5号）、第3号の場合は物件投下届出書（様式第6号）によるものとする。

4 航空課長は、規程第10条第1項に規定する航空機使用・搭乗申請書及び同条第2項に規定する口頭による申請を受理したときは、航空機使用・搭乗申請整理簿（様式第7号）に記載するものとする。

(搭乗者の変更等)

第7条 規程第11条第1項に規定する航空機使用・搭乗承認書により、承認を受けた搭乗者が指定された時刻に搭乗できない場合等で搭乗者を変更しようとするときは、すみやかに航空課長の承認を受けるものとする。

2 前項の搭乗者を変更しようとするときで、搭乗を変更した者が本市職員以外である場合は、航空機搭乗誓約書を提出した後でなければ搭乗できないものとする。

(安全管理)

第8条 規程第13条に規定する必要な対策は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 航空機整備保全時の安全対策
- (2) 航空機運航時の安全対策

- (3) 風水害、地震時等の退避計画及び安全対策
- (4) 航空隊基地及び飛行場外離着陸場における離着陸時の安全対策
- (5) その他必要な安全対策

(教育及び訓練)

第9条 規程第20条第1項に規定する訓練の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 操縦訓練
- (2) 降下・吊上訓練
- (3) 空中消火訓練
- (4) 無線運用訓練
- (5) その他航空隊として必要な訓練

2 規程第20条第2項に規定する訓練の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上空指揮訓練
- (2) 救急訓練
- (3) 救助訓練
- (4) 水上（消防艇）訓練
- (5) その他必要な訓練

(整備保全)

第10条 規程第23条に規定する航空機の保守管理は、日常点検（メンテナンスマニュアルに基づく飛行前・飛行間点検、試運転記録、飛行後点検）によるほか、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第5条の6に定める保守、軽微な修理及び小修理とする。

(救難対策)

第11条 規程第24条第1項に規定する救難に必要な対策は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救難に関する情報の収集
- (2) 関係機関に対する通報、救助、搜索等の依頼
- (3) 救難隊の編成及び派遣
- (4) 救難に必要な資器材の調達
- (5) その他必要な事項

(管轄署の措置)

第12条 規程第29条第2項に規定する必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 航空機の離着陸時の安全対策
- (2) 航空機の離着陸時の防塵対策
- (3) 付近住民等に対する広報措置
- (4) その他必要な措置

(活動報告)

第13条 活動報告は、千葉市消防警防規程（昭和59年千葉市消防局訓令（甲）第19号）第43条に定める消防活動報告書によるものとする。ただし、航空救急を行った場合は、千葉市消防救急業務規程（昭和57年千葉市消防局訓令（甲）第8号）第51条第2項に定める航空救急業務実施報告書によるものとする。

2 航空機が、本市以外で発生した災害等に従事した場合の報告は、前項に定める報告書のほか、当該出動に係る協定書等に定める報告書を併せて作成するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月6日6千消救第4号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日7千消救第272号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月13日8千消救第244号）

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成12年5月23日12千消救第55号）

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成12年10月18日12千消救第269号）

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成14年10月28日14千消警第298号）抄

この要綱は、平成14年10月28日から施行する。

附 則（平成15年11月6日15千消救第267号）

この要綱は、平成15年11月6日から施行する。

附 則（平成18年3月1日17千消救第498号）

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成22年8月1日22千消航第349号）

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日29千消航549号）

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和2年6月2日2千消航第160号）

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。